

浦添市放課後児童健全育成施設指定管理者仕様書

浦添市放課後児童健全育成施設（以下「施設」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び業務実施に関し必要な事項を定めます。

1 趣旨

本仕様書は、施設の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 施設の管理に関する基本的な考え方

施設を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るといふ施設の設置理念に基づき管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを念頭において、公平な運営を行うこと。
- (3) 利用者との連絡を密にし、運営にあたること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 利用者からの苦情を解決する体制をとり、サービス向上に努めること。
- (6) 施設の適切な維持管理及び管理経費の縮減が図られること。

3 開所時間

- (1) 小学校の授業日（月曜日から金曜日まで）1日3時間以上
- (2) 土曜日及び小学校の長期休業日（休所日を除く）1日8時間以上
- (3) 指定管理者は、必要があると認められるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休所することができる。

4 休所日

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（(2)に掲げる日を除く）
- (4) 6月23日（慰霊の日）

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

6 法令等の遵守

施設の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次の各項に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- (3) 浦添市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 9 条）（以下「条例（3）」という。）
- (4) 浦添市放課後児童健全育成施設の設置及び管理に関する条例施行規則（令和 6 年規則第 18 条）
- (5) 浦添市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）（以下「条例（4）」という。）
- (6) 浦添市個人情報保護法施行条例（令和 4 年条例第 20 号）
- (7) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (8) その他関係法令等

本契約期間中に前各号に規定する法令等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。

7 対象児童

施設を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する児童（以下「放課後児童」という。）とする。ただし、市長が認めたときはこの限りではない。

- (1) 浦添市内に住所を有している児童。
- (2) 市立小学校に就学している児童。
- (3) 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童。
- (4) 保護者が健康上の理由等により放課後等に家庭にいる場合であっても、健全育成ができない状態にある児童。

8 業務内容

- (1) 次に掲げる事業の企画、立案及び実施に関する業務
 - ア 放課後児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
 - イ 遊びへの意欲と態度の形成に関すること。
 - ウ 遊びを通して自主性、社会性及び創造性を培うこと。
 - エ 放課後児童の遊びの活動状況把握及び家庭との連携。

- オ 家庭や地域における遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- カ その他放課後児童の健全育成上必要な事業。
- キ 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業。

(2) 施設の入所の決定に関する業務

- ア 施設の入所受付に関すること。
- イ 入所の承認及びその通知に関すること。
- ウ 施設の利用の停止又は入所の承認の取り消しに関すること。
- エ その他、入所に関すること。

(3) 施設の保育料等の徴収に関する業務

- ア 保育料は条例(4)第10条に基づき、下記の範囲内で定めること。

区 分	単位期間	金額※	長期休業期間の利用 加算額
保育料(年度 途中の利用 又は中止を 含む。)	1月	10,000円	夏季 5,000円 冬季 2,000円 学年末 1,000円 学年始 1,000円

※沖縄県放課後児童クラブ支援事業実施要綱参照

- イ 保育料の減免に関すること。
保育料の減免の対象となる利用者は、母子、父子その他これらに準ずる世帯、生活保護を受給している世帯、住民税非課税世帯とし、減免額は、入所児童1人につき、保育料の2分の1額相当とする。ただし、減免額が5,000円を超える場合は、5,000円とする。
- ウ 保育料のほか、おやつ代、給食費、行事費、教材費等児童の健全育成を図るために必要な費用を保護者から徴収することができる。この場合、実費を勘案して合理的であると認められる範囲においてその額を定めるものとする。

(4) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設及び付帯設備の維持管理に関すること。

- イ 施設及び付帯設備の小規模な修繕に関すること。
- ウ 防犯・防災対策に関すること。
- エ 整理整頓その他環境整備に関すること。
- オ 日常的に必要な備品、消耗品の維持管理に関すること。
- カ その他施設の維持管理に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

- ア 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- イ 施設の利用料金の徴収実績
- ウ 施設の維持管理に係る経費の収支状況
- エ その他浦添市との連絡、調整等に関すること。

10 履行方法

(1) 職員の配置基準

- ア 指定管理者は、施設の円滑な管理運営を図るための組織及び運営体制を整備しなければならない。
- イ 指定管理者は、条例（4）第10条第1項の規定に基づき、放課後児童支援員を置かなければいけない。放課後児童支援員の数は支援の単位毎に2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。
- ウ 職員の選任にあたっては、保育士又は条例（4）第10条第3項に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有するものが望ましいものであること。
- エ 指定管理者は、施設の運営に支障がないように勤務形態に配慮する。

(2) 業務の委託

- ア 指定管理者が行う業務を一括して第三者に委託してはならない。
- イ 指定管理者は、指定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ又はその権利を担保に供してはならない。

(3) 損害賠償責任及び保険の加入

ア 指定管理者は、指定管理者の故意又は過失によって、浦添市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、指定管理者は、施設賠償責任保険に加入するものとする。

イ 指定管理者は、指定管理者の故意又は過失によって、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、指定管理者は、利用する児童の傷害に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

(4) 備品の帰属

ア 市が所有する備え付けの備品等は、原則として無償貸与とする。また、備品等の修繕については、11の(5)に示すとおりとする。

イ 新たな備品等を購入するときは、浦添市と協議する。

ウ 指定管理者は、浦添市の所有に属する備品については、関係例規に基づいて管理しなければならない。また、指定管理者は、備品管理簿を備えてその保管に係る備品を整理し、購入及び廃棄等について定期的に浦添市に報告する。

エ 指定管理者が指定期間中に市から支払われた指定管理料等により購入した備品は、市に帰属するものとする。

(5) その他

ア 指定管理者は、施設の適正な管理運営に必要な各種規程、要綱を作成する場合、浦添市と協議しなければならない。

イ 災害等が発生した場合、マニュアルに基づき利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送付添、安全確保、通報連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

ウ 業務において個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）や浦添市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第20号）に基づき、適正な管理のもと、その保護のため必要な措置を講じること。

11 経費

(1) 経費の内容

指定管理者が行う業務にかかる経費の積算項目は次のとおりとする。

項 目		主 な 内 容
人件費	常勤職員	給与（賃金）、通勤手当、超過勤務手当、健康診断料、法定福利費
	パート職員	
事業費		備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費など ※当該事業のために使用される費用。
管理費		建築物等の定期点検費など指定管理者の管理諸経費。

(2) 保育料

保育料は、指定管理者の収入とする。

(3) 指定管理委託料の精算

浦添市は、毎年度の予算の範囲内において、施設の管理運営に必要な経費を指定管理者に指定管理委託料として支払うものとする。

放課後児童育成健全事業に係る経費については、こども家庭庁から発出されている放課後児童健全育成事業実施要項及び子ども・子育て支援交付金交付要綱に基づいた実績に応じて精算するものとする。

(4) 事業報告書の作成

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。報告書の内容については、施設の管理業務の実施状況及び利用状況、保育料等の収入の実績、施設の維持管理に係る経費の収支状況、指定管理者による施設の管理の実績を把握するために必要な事項。

(5) 修繕に要する経費

1 件が 30 万円以下の工事及び備品の修繕に要する経費は、指定管理者が負担するものとする。なお、1 件が 30 万円を超える工事及び備品の修繕については、浦添市と協議する。

12 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容、履行方法等について疑義が生じた場合は、浦添市と協議する。

13 協定の締結

議会の議決を経て指定管理者の指定を受けた団体は、浦添市と協議し、基本協定及び単年度の協定（年度協定）を締結する。翌年度以降は、年度協定を毎年締結する。

(1) 基本協定の内容

- ア 事業計画書に関する事項
- イ 施設等の利用に係る料金に関する事項
- ウ 管理経費に関する事項
- エ 管理業務を行うに当たって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- オ 地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書に関する事項
- カ 「条例（3）」第 16 条による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- キ 「条例（3）」第 19 条による施設の管理上浦添市に生じた損害の賠償責任に関する事項
- ク その他施設の管理に関し、浦添市が必要と認める事項

(2) 年度協定の主な内容

- ア 具体的な業務内容
- イ 経費の額、支払時期及び支払方法
- ウ その他必要と認める事項

14 事業の継続が困難となったとき

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により適正な施設運営が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、浦添市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときには、浦添市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。

- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく施設運営の継続が困難と認められる場合は、浦添市は、指定管理者の指定を取り消すことができる。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は浦添市に生じた損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他浦添市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により施設運営の継続が困難となった場合は、浦添市と指定管理者は、施設運営の可否について協議することとする。

15 指定管理者の原状回復義務

指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は条例（3）第 16 条の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。